会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成27年度第2回会議
開催日時	平成27年7月10日(金曜日)午前10時から正午
開催場所	保谷庁舎 3階会議室
出席者	委員:鈴木委員、石井(則)委員、石井(正)委員、近辻委員、
	都築委員、夛々良委員、廣瀬委員
	事務局:岡本課長、吉田係長、阿久津主事、亀田文化財保護専門員
議題	議題1 教育長あいさつ
	議題2 委員委嘱
	議題3 自己紹介
	議題4 会長・副会長の選出について
	議題5 今後の文化財保護審議会の進め方について
	議題6 今期の検討依頼事項について
	議題7 その他
会議資料の	資料1 西東京市文化財保護審議会条例
名称	資料2-1 西東京市市民参加条例
	資料2-2 西東京市市民参加条例施行規則
	資料3 西東京市文化財保護審議会傍聴要領
	資料4 西東京市文化財保存・活用計画について 資料5 2015 東京文化財ウィーク企画事業一覧
	資料6 埋蔵文化財調査一覧
	資料7 文化財事業一覧
	(その他の配布資料)
	・早稲田大学企画展「土器圧痕からみた縄文時代の植物利用」
	・下野谷遺跡国史跡指定に関わる講演会「埋蔵文化財の保存と活用 史跡 下野
	谷遺跡の可能性」
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

重数目:

本日は今期最初の会議なので、会長が選出されるまでの間、事務局が司会を務めさせていただく。

議題1 教育長あいさつ

議題2 委員委嘱

教育長により各委員に委嘱状交付

議題3 自己紹介

議題4 会長及び、副会長の選出

事務局:

次第の4「会長及び、副会長の選出」について。資料の1の文化財保護審議会条例の6条に基づき、どなたか立候補、若しくはご推薦いただけないか。

事務局:

近辻委員より鈴木会長と石井副会長の推薦あり。

○委員:

(異議なし)

事務局:

それでは、会長に鈴木委員、副会長に石井(則)委員が選出されたため、鈴木会長から議事の進行をお願いしたい。

(会長、副会長挨拶)

○会長:

今回、西東京市の組織が大変充実したということがあり、一層成果を挙げられるよう ご協力お願い致したい。それでは議事を進行する。まずは会議の運営について事務局か ら説明をお願いする。

議題5 今後の文化財保護審議会の進め方について

事務局:

資料2のとおり、本市では、市民参加条例に基づき、その第8条及び第9条でこの会議の公開及び議事録の作成の公開が求められている。会議については公開、会議録の作成については、会議の議論の内容をコンパクトに示すため、発言者の発言内容毎の要点記録としてはいかがか。

近计委員:

今まで通り、会議は公開で、会議録は発言者の記名でよろしいと思う。

事務局:

では、会議は公開とし、会議録は名前を入れて要点記録という形で作成させていただく。次に、傍聴についてだが、資料3「傍聴要領」に基づき、会場の広さ等があるので、 定員は大体5名以内を目処とし、会議を妨害する恐れのある方は傍聴させないということ でよろしいか。

○委員:

(替同)

事務局:

定例会は年度で4回である。特別な事情があった場合は、その都度臨時会という形で開催させていただきたい。本日は、傍聴の方が1人お見えなので、入室させてよろしいか。

○会長:

どうぞ。

(傍聴人入場)

議題6 今期の検討依頼事項について

○会長:

事務局から説明をお願いする。

事務局:

今期の皆様にお願いしたい事項が何点かあり、1つは登録文化財制度についてである。 これまでのところ、皆様には登録文化財について色々な自治体の例なども見ながら、検 討してきていただいている。その骨子をまとめていただき、まとめたものを基に保存・ 活用計画の中に位置づけしていただいてはいかがか、と考えている。

次に、これまでの経緯を踏まえ、天神社とその地域一帯ということでの市指定についていただいてはいかがか、と考えている。

また、西東京市文化財保存・活用計画についてのご意見をいただきたい。本計画は策定委員会を設置致し検討しているが、その検討状況を皆様に報告させていただき、専門的な見地から意見をいただきたい。

○都築委員:

下野谷遺跡については何年計画にするか作成していないと思うが、年度単位に実施することの計画を作っていただきたいと思う。

○会長:

他に何か意見はあるか。

副会長:

下野谷遺跡が国指定になったので、今後を考えていただく上で、東京周辺の特別史跡含めて是非、課の皆さんで視察していただきたい。下野谷遺跡は三鷹市の第五中遺跡と並ぶ大遺跡なので、例えば尖石遺跡の保存状況と公開状況等を是非視察していただければと思う。やはり東京で縄文時代の遺跡、遺物等を見たいというのは世界の人の期待と希望である。下野谷遺跡がなぜ国史跡になったのかという原点に帰って、早急に市民、都民に対する公開の場を設定するようなことを、来年からではなく今年から早めに進めていただきたい。どこの国に行ってもやはり原始古代の遺跡・遺物に関心がある。早稲田大学の状況も見ながら、進めていただきたい。

○会長:

この審議会でも、下野谷遺跡については保存・活用を重点的に行うということでずっとお願いしてきた。そういう意味でまず重要度を市全体として考えていかなければいけない。特に登録文化財制度は、文化財が失われていく中で保護するための一つの有効な制度だと考える。それから、指定文化財が長らく指定されていなかったので天神社を指定文化財とするということで、是非市として動いてほしい。天神社は神社だけでなく、鎮守の森というような観点で地域も含めて制度の中にうまく取り込んでいっていければなと思う。そのための議論をさせていただきたい。

○都築委員:

会長から市の指定文化財に天神社をという話があったが、登録制度の進め方にも影響する。例えば練馬区なら、まず登録してから指定するという形で行っている。どのように行っていくかというのも天神社の指定に関わってくるのでより重要な問題だと思う。

副会長:

登録というと、秩父神社とその前の町並みでは、民家等がまとまって登録指定されている。事務局は早急に田無神社を頭に入れながら町並みを見てほしい。それから香取神宮は見ごたえがある。香取の町にも重要文化財の民家等が何軒かあるので、まちづくりの参考にしていただきたい。

近辻委員:

指定文化財にするにはその前に諮問、答申をしなければならない。先程の「どっちが 先」という話だが、私は登録文化財とすることなく、飛び越して指定してもいいと思 う。後で判断するのかここで結論出すのかの手続きをきちんとしていただければと思 う。

○都築委員:

指定・登録文化財の制度として、条例でいきなり指定ではなく、まず登録で文化財の評価をし、それから市にとって絶対的な価値があるものについて指定することが重要ではないかと思う。緊急性がある場合はイレギュラーな場合は、登録と指定が同時となるが、事務手続き上は通常はまず登録文化財として評価をし、それから審議会の中で更に価値が高いとなったものについて指定をするほうがよいと思う。(天神社は)鈴木先生も調査されていて価値があるものだが、事務的にいきなり指定というのは難しいという感じはする。登録文化財制度はかなり長いこと審議しているので、条例整備を進めるような形でお願いしたいと思う。

副会長:

登録文化財制度は東京の区から生れた。それを文化庁が大変良い案だということで、 取り入れた。都築委員がおっしゃったように、まず登録文化財にしてから指定文化財に なっている。それが文化庁の動きで、それが全国に普及しているので、まず重要な建 物、文化財については登録文化財として認定し、その後充分価値を高めていく。登録文 化財制度を検討することが一番良いと思う。

○都築委員:

どちらを先にするかということだと思う。登録制度を止めて、今まで通り指定にするか、若しくは今まで審議した中で登録制度を位置づけてから、順番にまずは登録し翌年指定にする手続きをするのか。例えば何か事情があってどうしてもすぐやらなければならないのは、また別かもしれないが、例えば、今年はまず登録について条例を改正し、その後、登録文化財の案件について諮問、答申をし、翌年度に指定に格上げするといった方向で、ある程度計画性を持って進める方がスムーズにいくのではないか。

○会長:

事務局はどうか。

事務局:

事務局としては、登録文化財制度についてはこの審議会で意見としての骨子を取りまとめていただき、そのことも踏まえながら今策定している文化財の保存・活用計画の中に位置づけをし、制度化していきたいと考えていた。従って、現段階で天神社について、ご検討いただけるのならば従来の制度の中でと考えていた。

会長:

本来都築委員が正論で、登録文化財制度としてやっていくのが筋だと私は思っている。天神社の調査はかなり前からやっているのでその資格は充分あると思う。登録文化財制度の審議が終わってしまえば、順番に進んでいくのだろうが、検討事項としては補助金の問題等がある。これは当然西東京市の市の財政と絡むことなので、我々文化財審議会として発言出来ない領域。そこも加味して議論していただければと思う。

副会長:

会長の建造物についての悉皆調査は終わっているのか。

○会長:

はい。

○都築委員:

議論として、「天神社について」、「登録文化財について」がある。登録文化財については、補助金やある程度の公開に際した承諾の問題もあるので、より具体的に検討していかなければいけない。

石井(正)委員:

天神社の問題と切り離さないと進まない。都築委員の議論もあるが、登録文化財制度 とは別個で考えて進めた方が良いと思う。

○廣瀬委員:

初めてなので、登録文化財制度の検討についての進捗を教えてほしい。

事務局:

先生方には何年も掛けて議論いただいており、一応大方の骨子までは出来上がっている。補助金等、細かな部分は詰められていないかと思う。

○廣瀬委員:

では、そこが一番時間がかかりそうなので、決まったらそれに合わせるということで、決まるまでは過去の方法でやった方が早く指定出来るので、従前の方法で進めて良いと思う。

○会長:

登録文化財制度を検討するとともに、天神社の指定を進めるというある程度両方やりながら2本立てということでよろしいか。審議会としては文化財を守っていく立場だが、守るだけではなく、実際に市民の間に有効に活かされていくことが重要だ。下野谷遺跡の活用も重要だし、まだ調査されてない対象について調査をすることもやはり重要と思う。

副会長:

西東京市で文化財調査員制度をつくる考えはないか。市民の方の中で、こういったことに興味、関心があり、研究している方に参加いただき、西東京市全体を調査していただくような制度を設けられると順調に進むと考える。

事務局:

今までも委員の方から何回かそういった話はいただいており、上手く機能している他市の状況も承知しているので検討していきたいと考えるが、しばらくは先生方の知恵を拝借しながら進めさせていただきたい。

○近辻委員:

それに関連した参考意見だが。私が関係している会が歴史関係など地元で**4**つあり、そのメンバーは若干重複するが約**40**人はいる。事務局に少し考えていただければと思う。

○会長:

ところで、郷土資料室には、学芸員はどういう形で参画していくのか。

事務局 ·

学芸員として注意してきたつもりでいるが、郷土資料室は文化財指導員が運営している。これからも恐らく形的にはそういう形であろうかと思う。

○会長:

自治体によって色々変わってくるが、やはり文化財を守り活用しく拠点であり、有機的な繋がりで動いていくのが重要だと思う。

○都築委員:

かなり体制的に厳しく、ハードワークでやっていると思うので、出来ればもう少し職員をつけ、体制を整えるとよいと思う。例えば、練馬区は「文化財パトロール」ということで公募した市民の方に月々いくらか支払い練馬区中のパトロールをしていただいているが、ボランティアでやっていただけるのなら非常に良いことだと思う。

しかしながら、受け皿は組織的に難しいと思うが少しずつやっていってほしい。毎年調査委託料をつけ、専門の先生に委託という形で参加していただいき、少しずつ登録とか指定文化財を見据えた調査をしていただくように予算化していただきたい。失われそうな建造物についても、調査委託料により記録保存を残せる。人や調査費の予算を用意していただきたい。今の体制だと非常に厳しいと思うので、よろしくお願いしたい。

○会長:

建築関係では、3年間かけて悉皆調査ができたが、登録文化財制度の前段階で、その他文書等についても調査を続ける必要がある。そのためには、何らかの費用というか、調査費が必要である。やはり登録文化財制度を有効に活用するためには調査がないと進まないと考える。

副会長:

中野区に「落合文化村」というのがある。鷺ノ宮にも多くの有名人がいて、私が「鷺ノ宮の文化人村」という講演を行ったところ、区から補助金が交付され、研究会が立ち上がった。「中野区を文化人のまちにしよう」ということで補助金が交付された。西東京市も多くの素晴らしい方いると思う。そういう人を探し、どんどん活用したら良いと思う。

近辻委員:

補助金をいただくためにその文化人村はNPO法人にしたのですか。

副会長:

まだ。研究会が立ち上がり、一応研究会長・副会長を入れて、今任意が10人ぐらいいて、勉強会をやっている。

事務局:

今まで下野谷遺跡中心に事業を行ってきているが、今年度についても地域の人達の理解と協力を得ていくため、皆様からいただいたご意見を有効に活用し、1つ1つ積み重ねていきたいと考えている。

○会長:

論点の中に入っているかわからないが、調査員の制度みたいなものも絡めて、連動していけたらいいと思う。

事務局:

(資料4「西東京市文化財保存・活用計画について」説明)

(資料5「2015東京文化財ウィーク企画事業一覧」説明)

(資料6「埋蔵文化財調査一覧」説明)

(資料7「文化財事業一覧」説明)

そのほか、三鷹市で「軍都多摩」という戦争に関する展示と講演会をすることになった。恐らくご興味がある先生方もおられると思うのでまた詳細が決まったらアナウンスをさせていただく。

下野谷遺跡について、国史跡として指定されたことにより、全国、関東、東京都の史跡整備市町村協議会に加盟した。来週7月17日金曜日に、東京都の協議会総会が、西東京市で行われる。総会後、文化庁の水ノ江調査官による講演会を行う予定である。講演会は、一般参加ができるので、お時間があればご参加ください。

夛々良委員:

資料中に記載されている東伏見小学校の縄文土器作りは、焼くところまでしているのか。

事務局:

焼くのは今なかなか野焼きが出来ないので今回は電気窯で焼くという形でしたので、 そこのところは学校の方にお任せした。最初の計画の段階で私どもが加わっていたわけ ではなく、粘土は何を使うとか、工程をどうするかとかは全部学校の方で決まってい た。土器を作る段階で支援した。

夛々良委員:

今までにない視点でやっていることに感心もし、面白いと思った。例えば中学生のワークショップをやることによって子供達が集まってくる。また、多摩六都科学館や尖石、図書館とか学校支援、他市との連携など、広がりが感じられる。こうした子供達や市民の行動に広がりがあるところに、単に見て楽しむだけじゃない、新しい視点が出来てきた気がする。西東京市が更に大きな内容を含めたものになっていくだろという気がしている。更にこれからも検討していただきたい。

また、子供たちは、かなりパソコンを使って検索をしているはずなので、市報のような紙ベースだけではなく、もう少し別な角度の情報が子供達に期待されると思う。情報の発信をご検討いただければと思う。

副会長:

現在、史跡の範囲が行ってもわからない。一応範囲だけでも明示する方法は考えているのか。

事務局:

遺跡周囲に保護柵を作る予定で、契約も進めている。

○都築委員:

下野谷遺跡のことで考え方を教えてほしい。資料6の裏を見ていただきたい。今回遺跡が見つかった所というのは当然遺跡の範囲だが、国で提示した今後保護を要する範囲ではない。今後こういった隣接する線の扱いはどうしていくのか。遺跡というのは周知の包蔵地もそうだが範囲が変わるものなので、国指定となると大変難しい部分もあると思うが開発等にたいして、今回国指定の範囲の外や線上の扱いは今後どういう風に対応していくのか。まだ検討中でということであればよいが。

事務局:

文化庁からは調査は調査として進め、西集落については地域の理解を得て保護を進めてもらいたい、という指導があった。それを受けて考えていきたい。

○都築委員:

今回のように遺物・遺構が指定の線の外から出る場合もあるので、範囲の線は絶対的ではないと思う。今後の調査によっては逆に縮まったり広がったりがあると思う。国の審議会を経て今後定まってくると思うが線の外だった場合絶えず注意して調査を行って

いってほしい。また遺構が見つかった段階でその土地を買い上げるような対策を取っていってほしい。もちろん近々な話だと行政的に中々難しいと思うが、出来れば範囲を広げていくことを検討してほしい。

議題7 その他

(次回開催日調整)

○会長:

今までどおり今期は金曜日午前中で日程調整をし、次回は10月23日(金曜日)午前10時とさせていただく。

以上